

(様式 2)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	河津町

河津町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 河津町役場 産業振興課
所 在 地 河津町田中 2 1 2 - 2
電 話 番 号 0 5 5 8 - 3 4 - 1 9 4 6
F A X 番 号 0 5 5 8 - 3 4 - 1 4 0 4
メールアドレス sangyou@town.kawazu.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、サル、ハクビシン、台湾リス、カラス類、ヒヨドリ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	河津町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和6年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		面積 (a)	金額 (千円)
イノシシ	稲	1	15
	果樹 (柑橘類)	5	25
	野菜	36	369
	いも類	2	29
	小計	44	438
ニホンジカ	果樹 (柑橘類)	1	14
	いも類	0	15
	小計	1	29
サル	果樹 (柑橘類)	0	0
	小計	0	0
ハクビシン	果樹 (柑橘類)	0	6
	小計	0	6
台湾リス	果樹 (柑橘類)	4	62
	小計	4	62
カラス類	果樹 (柑橘類)	22	240
	小計	22	240
ヒヨドリ	果樹 (柑橘類)	8	46
	野菜	0	5
	小計	8	51
合計値		79	826

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

①イノシシ

イノシシによる被害は、年間を通して発生している。被害農作物は柑橘類、野菜(イモ類)など。林産物としては、タケノコの被害が見られる。また、畑の掘り起こし・石垣・水路の破壊といった被害や、人家付近への出没も増加している。

②ニホンジカ

ニホンジカによる被害は、年間を通して発生している。被害農作物は、柑橘類(葉、樹皮)、野菜など。林産物としてはわさびの被害が見られる。被害作物の種類も増えており、数値上は明らかになっていないが、ヒノキ等の剥皮の被害も発生している。

③サル

サルによる被害は、年間を通して発生している。被害農作物は柑橘類、野菜全般。また、食害以外にも畑を荒らす等の被害も大きく、被害は町内各地で起こっている。

④ハクビシン

ハクビシンによる被害は年間を通して発生している。被害農作物は柑橘類や柿等の果樹、トマト等の野菜。また、住宅の天井裏や空き家等に住み着いて糞尿をする等住民の生活環境への被害も大きい。

⑤タイワンリス

タイワンリスによる被害は、柑橘類(ニューサマーオレンジ等)に多く発生している。被害範囲は河津町内の一部であるが、年々拡大しており、目撃情報から推測し、町内全域に拡大していく可能性が高い。

⑥カラス類

カラス類による被害は柑橘類、スイカ等の野菜に多く発生している。被害範囲は河津町内の一部であるが、群れで行動する為、被害が甚大になる。

⑦ヒヨドリ

ヒヨドリによる被害は柑橘類、白菜等の葉物野菜で多く発生している。渡り鳥として飛来して来る個体もいるため、年によって被害の差が大きい。

(注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値(令和6年度)		目標値(令和10年度)	
	面積(a)	金額(千円)	面積(a)	金額(千円)
イノシシ	44	438	40	394
ニホンジカ	1	29	1	26
サル	0	0	0	0
ハクビシン	0	6	0	5

タイワンリス	4	62	4	56
カラス類	22	240	20	216
ヒヨドリ	8	51	7	46
合計値	79	826	72	743

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>賀茂猟友会河津分会への委託を中心に捕獲を行ってきた。また、サルに関しては、河津町有害鳥獣対策協議会にて、1頭につき22,000円の報奨金を出すことによって捕獲を奨励してきた。平成25年度より、イノシシ・ニホンジカにおいても5,000円の報奨金を支出している。</p> <p>平成27年度より狩猟免許（わな）補助を行っている。</p> <p>河津町有害鳥獣対策協議会では、くくりわな、箱わな等、捕獲に必要な器具、部品を購入し、有害鳥獣駆除を行っている狩猟者に貸し出している。</p> <p>箱わなで狩猟している狩猟者に対して餌の米ぬかを支給している。</p> <p>また、追い払い機器として、ロケット花火、爆竹、スターターピストル、電動ガンを貸し出している。</p> <p>加害鳥獣を特定し、効果的な被害対策をするために、鳥獣監視用カメラを購入、活用している。</p>	<p>高齢化により狩猟者が減少しているため、若い狩猟者の育成が必要である。</p> <p>イノシシ・サルの箱わなを使用しているの捕獲について、地域によっては動物が箱わなを学習してしまい、従来の方法では捕獲が困難な為、他の捕獲方法も講じる必要がある。</p>

防護柵の設置等に関する取組	農地に設置する防護柵に対して補助金を交付している。	個別の申請が多く、集団的な取組みを推進していく必要がある。設置された柵に対して管理の指導を継続していく。
生息環境管理その他の取組	耕作放棄地対策として農地保有者に農地の適正管理を通知する。	高齢化や後継者不足等により、現状として耕作放棄地の解消は難しい状況にある。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

河津町における令和6年度の被害状況は79a、826千円となっている。被害現状としては、イノシシによるタケノコ、柑橘類、野菜・イモ類などへの食害や石垣・水路の破壊、畑の掘り起し、庭の掘り起こし、ニホンジカによるわさび、柑橘類、野菜の食害、鳥類による果樹への被害等となっている。

河津町では、被害防止計画を作成するにあたり、被害軽減目標を10%減の72a、743千円とする。

これまで河津町では、賀茂猟友会河津分会への有害鳥獣駆除委託、河津町有害鳥獣対策協議会の取組みの一つである年間を通じたサルを対象とした被害防止目的の捕獲の実施と報奨金、鳥獣害対策事業補助金等の捕獲駆除と被害防止の両方の対策を行ってきた。

また、被害防除としては、河津町鳥獣害対策事業補助金交付要綱を制定し、侵入防止柵の設置費用に対する助成を行ってきた。引き続き助成を行うとともに、適切な設置方法や適正管理について指導をする。

生息環境管理としては、耕作放棄地対策として農地保有者に農地の適正管理を通知する等してきた。しかし、高齢化や後継者不足等により現状として耕作放棄地の解消は難しい状況にある。

また、高齢化による猟友会の人員の減少や、高齢化による活動範囲の縮小が見られ始め、今後の捕獲頭数の強化が難しくなる可能性が高い。

そのため、今後の生息環境の改善や捕獲頭数の維持・増大を目指し、下記の取組みを行っていく。

記

- ① 狩猟免許の取得奨励（イノシシ・ニホンジカ・サル・ハクビシン・台湾リス・カラス類・ヒヨドリ）
狩猟免許（わな）取得補助の実施をすることにより、高齢化による鳥獣捕獲人員の減少を止め、今後の鳥獣捕獲人員の増加を図る。
- ② 箱わな・くくりわなの購入・普及促進（イノシシ・ニホンジカ・サル・ハクビシン）
町で箱わな・くくりわなを購入し数を揃えていくことにより、町内の被害地域に設置しやすくし、町民に対しても猟友会に対策方法を指導してもらう等安全な捕獲ができる体制を作る。
- ③ 町内の各種団体へのアンケート、意見聞き取り
（イノシシ・ニホンジカ・サル・ハクビシン・台湾リス・カラス類・ヒヨドリ）
定期的に町内の鳥獣に関係する団体（農業者・猟友会等）に意見を聞くことにより、被害の現状を把握し、また猟友会との意見交換も行っていくことで被害防止にも努める。
- ④ 河津町鳥獣害対策事業補助金制度の継続
（イノシシ・ニホンジカ・サル・ハクビシン・台湾リス・カラス類・ヒヨドリ）
今後も河津町鳥獣害対策補助金制度を継続、実施していく。
- ⑤ 有害鳥獣の生息環境管理
（イノシシ・ニホンジカ・サル・ハクビシン・台湾リス・カラス類・ヒヨドリ）
有害鳥獣の住処になりやすい耕作放棄地については、各地区で適切な管理をする体制整備を指導する。また、個々ができる防止対策の一環として、野菜くずや未収穫作物の農地への放置、未収穫の果樹を植えたままにしないように情報を発信していく。
- ⑥ 追い払い機器の配布・貸出
追い払い機器として、ロケット花火、爆竹の配布や、スターターピストル、電動ガン、パチンコの貸し出しを行う。

（注） 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（1）対象鳥獣の捕獲体制

猟友会との連携をスムーズに行うことによって、効率的な捕獲を目指す。

被害対策実施隊：令和2年度より設置

猟友会への委託：全種 従事者 54人

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ ニホンジカ サル ハクビシン タイワンリス カラス類 ヒヨドリ	今後の鳥獣捕獲人員の増加を図る為、狩猟免許試験及び事前講習会の広報活動を推進する。タイワンリスについては、外来生物法に係る手続き等についての情報提供も行う。イノシシ・ニホンジカ・サル・ハクビシンについては箱わな・くくりわなを購入し、捕獲申請者に貸し出しを行う。加えて、ニホンジカについては県で実施している管理捕獲と連携を図りつつ対策を進める。
令和9年度	イノシシ ニホンジカ サル ハクビシン タイワンリス カラス類 ヒヨドリ	今後の鳥獣捕獲人員の増加を図る為、狩猟免許試験及び事前講習会の広報活動を推進する。タイワンリスについては、外来生物法に係る手続き等についての情報提供も行う。イノシシ・ニホンジカ・サル・ハクビシンについては箱わな・くくりわなを購入し、捕獲申請者に貸し出しを行う。加えて、ニホンジカについては県で実施している管理捕獲と連携を図りつつ対策を進める。
令和10年度	イノシシ ニホンジカ サル ハクビシン	今後の鳥獣捕獲人員の増加を図る為、狩猟免許試験及び事前講習会の広報活動を推進する。タイワンリスについては、外来生物法に係る手続き等についての情報提供も行う。イノシシ・ニホンジカ・サル・ハクビシンについては箱わな・くくりわなを購入し、捕獲申請者に貸し出しを行う。加えて、ニホン

	タイワンリス カラス類 ヒヨドリ	ジカについては県で実施している管理捕獲と連携を図りつつ対策を進める。
--	------------------------	------------------------------------

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
静岡県第13次鳥獣保護事業計画・緊急捕獲対策事業をふまえ、適正な計画を実施していく。
① イノシシ 河津町における過去3年間捕獲実績は令和4年度252頭、5年度193頭、6年度107頭、令和7年11月時点で201頭であり、年によって捕獲頭数に差があるものの、捕獲頭数は減少しているため、捕獲計画数を250頭とする。
② ニホンジカ 河津町における過去3年間捕獲実績は令和4年度405頭、5年度282頭、6年度112頭であり、捕獲数が減少しているが、捕獲圧次第で変わる可能性もあることから、捕獲計画頭数を400頭とする。
③ サル 河津町における過去3年間の捕獲実績は令和4年度8頭、5年度12頭、6年度9頭であり、被害も少なくなっていることから、捕獲計画数を20頭とする。
④ ハクビシン 河津町における過去3年間の捕獲実績は令和4年度1頭、5年度0頭、6年度0頭であるが、農作物や家屋への被害が増加しているため、捕獲計画数を5頭とする。
⑤ タイワンリス 河津町における過去3年間の捕獲実績は無いが今後被害が拡大することを踏まえ、捕獲計画数を10頭とする。
⑥ カラス類 河津町における過去3年間の捕獲実績は令和4年度1羽、5年度19羽、6年度13羽であり、今後被害が拡大することを踏まえ、捕獲計画数を20羽とする。
⑦ ヒヨドリ 河津町における捕獲実績は今まで無いが、今後被害が拡大することを踏まえ、捕獲計画数を5羽とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	250	250	250
ニホンジカ	400	400	400
サル	20	20	20
ハクビシン	5	5	5
台湾リス	10	10	10
カラス類	20	20	20
ヒヨドリ	5	5	5

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>銃及びくくりわな・箱わなを用いて4月1日から10月15日、翌年の3月1日から3月31日にイノシシ・ニホンジカ対象として被害防止目的の捕獲を行う。</p> <p>また、猟期においても被害の発生に応じ、被害防止目的の捕獲を実施する。</p> <p>※特定猟具（銃）使用禁止区域に関しては、11月1日から2月28日の間も被害防止目的の捕獲を行う。</p> <p>サルについては、銃及び箱わな等を用いて年間を通じて被害防止目的の捕獲を行う。</p> <p>ハクビシン、台湾リスについては被害者に小型箱わなを貸し出し、被害防止目的の捕獲を行う。</p> <p>カラス類・ヒヨドリについては被害状況に応じ、猟友会に被害防止目的の捕獲の要請を行う。</p>

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ライフル銃による捕獲は実施していない。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
町内	権限委譲済

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンジカ サル ハクビシン タイワンリス カラス類 ヒヨドリ	電気柵 100a ワイヤーメッシュ 100a 侵入防止柵設置事業は、町単独事業の活用を予定。	電気柵 100a ワイヤーメッシュ 100a 侵入防止柵設置事業は、町単独事業の活用を予定。	電気柵 100a ワイヤーメッシュ 100a 侵入防止柵設置事業は、町単独事業の活用を予定。

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンジカ サル ハクビシン タイワンリス カラス類 ヒヨドリ	河津町鳥獣害対策事業補助金制度を利用し、防護柵設置を推奨する。設置された防護柵の機能を維持するために、適正管理についても指導を行う。それと共に、	河津町鳥獣害対策事業補助金制度を利用し、防護柵設置を推奨する。設置された防護柵の機能を維持するために、適正管理についても指導を行う。それと共に、	河津町鳥獣害対策事業補助金制度を利用し、防護柵設置を推奨する。設置された防護柵の機能を維持するために、適正管理についても指導を行う。それと共に、

	狩猟免許取得の奨励や効果的な防止対策を学ぶ機会を提供していく。また、サル・鳥類に関してはロケット花火、爆竹等の追い払い機器を配布・貸出し、地域住民を主体とした追い払い活動を積極的に行う。	狩猟免許取得の奨励や効果的な防止対策を学ぶ機会を提供していく。また、サル・鳥類に関してはロケット花火、爆竹等の追い払い機器を配布・貸出し、地域住民を主体とした追い払い活動を積極的に行う。	狩猟免許取得の奨励や効果的な防止対策を学ぶ機会を提供していく。また、サル・鳥類に関してはロケット花火、爆竹等の追い払い機器を配布・貸出し、地域住民を主体とした追い払い活動を積極的に行う。
--	---	---	---

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追い払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ ニホンジカ サル ハクビシ ン タイワン リス カラス類 ヒヨドリ	<p>猟友会や農業者等の関係団体に聞き取り等を行い被害の実態を把握し、被害の情報を猟友会等に報告し、意見交換をしていく。その他に個々が出来る防止対策の一環として、野菜くずや未収穫作物の農地への放置をしないように情報を発信していく。遊休農地や里山の管理については集落ぐるみの取組みを行っていくよう啓発する。</p> <p>また、広報や回覧等により、地域住民に被害防止対策の情報を発信していくことで、地域住民主体の鳥獣被害対策防止体制を整備していく。</p>
令和9年度	イノシシ ニホンジカ サル ハクビシ ン タイワン リス カラス類 ヒヨドリ	<p>猟友会や農業者等の関係団体に聞き取り等を行い被害の実態を把握し、被害の情報を猟友会等に報告し、意見交換をしていく。その他に個々が出来る防止対策の一環として、野菜くずや未収穫作物の農地への放置をしないように情報を発信していく。遊休農地や里山の管理については集落ぐるみの取組みを行っていくよう啓発する。</p> <p>また、広報や回覧等により、地域住民に被害防止対策の情報を発信していくことで、地域住民主体の鳥獣被害対策防止体制を整備していく。</p>
令和10年度	イノシシ ニホンジカ	<p>猟友会や農業者等の関係団体に聞き取り等を行い被害の実態を把握し、被害の情報を猟友会等に報告</p>

カサル ハクビシ ン タイワン リス カラス類 ヒヨドリ	し、意見交換をしていく。その他に個々が出来る防止対策の一環として、野菜くずや未収穫作物の農地への放置をしないように情報を発信していく。遊休農地や里山の管理については集落ぐるみの取組みを行っていくよう啓発する。 また、広報や回覧等により、地域住民に被害防止対策の情報を発信していくことで、地域住民主体の鳥獣被害対策防止体制を整備していく。
--	---

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
静岡県賀茂農林事務所	情報提供と被害対策への協力
河津町役場	猟友会、下田警察署と連絡を取り合い、被害対策を行う。
賀茂猟友会河津分会	河津町役場の要請に対して、鳥獣駆除等を行う。
下田警察署	河津町役場、猟友会と連絡を取り合い、被害に対処する。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

住民→	河津町役場	→賀茂猟友会河津分会 →下田警察署 →静岡県賀茂農林事務所
-----	-------	-------------------------------------

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣については、狩猟者が食肉として自家消費及び食肉処理業

の許可を持つ施設による利活用、又は埋設処分とする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシ、ニホンジカは、民間が運営する食肉加工施設でジビエとして利活用する。
ペットフード	民間の処理施設では、食用としての需要が見込めない部位について、ペットフードに加工し販売している。
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施体制

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の実施体制等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	河津町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
河津町役場	協議会の運営・提言
賀茂猟友会河津分会	鳥獣被害防止対策への協力
静岡県鳥獣保護管理員	情報提供と被害対策への協力
河津町農業経営振興会	〃
河津町農業委員会	〃
河津町営農会	〃

河津町区長会	〃
伊豆森林組合	〃
伊豆森林管理署	〃
有限会社レップジャパン	〃
富士伊豆農業協同組合	鳥獣被害防止に関する助言・指導

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
下田警察署	違法行為の取締り
鳥獣被害対策実施隊ミーティング	賀茂地域における情報共有

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>町内の鳥獣被害に対応するため、令和2年度から鳥獣被害対策実施隊を設置。構成員は役場職員とし、鳥獣被害の防止に係る地域住民への助言指導や各種施策の実施等、被害防止計画に基づいて活動する。</p> <p>鳥獣被害が多発している集落をモデル地区に選定し、地域住民とともに課題解決に向けた取組（集落点検や被害対策講習会の開催等）を検討、実施する。対策の成功例を町内の他地域に広げ、活動を繋げていく。</p>
--

- (注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>各種団体や自治会等においても自主的な取組みを促し、集団での取組みを進めていく。</p>
--

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止

施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣を自家消費する場合には野生動物肉の衛生及び品質確保に関するガイドラインの遵守を徹底する。また、不適切な電気柵の設置による感電等の事故を防止するために安全確保のための正しい知識の普及・注意喚起を行う。その他被害防止施策に関し必要な事項として、近隣市町の担当者とも意見交換を行いながら、効果的な方法の講習会等を共同開催する。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。